

令和5年度 第4回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年2月13日（火） 午後1時～

場 所：鶴岡市役所 別棟2号館 21～23号会議室

## 会 議 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 報 告
  - (1) 令和6年度国保事業費納付金及び標準保険料率について . . . . . 1
5. 協 議
  - (1) 令和5年度鶴岡市国民健康保険特別会計の補正について . . . . . 2
  - (2) 令和6年度鶴岡市国民健康保険事業計画(案)について . . . . . 3
  - (3) 令和6年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について
    - ・事業勘定 当初予算(案)の概要 ほか . . . . . 8
    - ・直営診療施設勘定 当初予算(案)の概要 . . . . . 11
  - (4) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について . . . . . 14
    - ・令和6年度国民健康保険税課税限度額の引き上げ
    - ・低所得世帯への税額軽減措置に係る軽減判定所得基準額の引き上げ
  - (5) 鶴岡市国民健康保険第3期データヘルス計画(保健事業実施計画)等について ※別冊
  - (6) その他
    - ・第2期山形県国民健康保険運営方針(案)に対する意見照会について
6. そ の 他
7. 閉 会

## 4. 報 告

### (1) 令和6年度国保事業費納付金及び標準保険料率について

#### ①国保事業費納付金額

	医療分(円)	支援金分(円)	介護分(円)	合計(円)
令和6年度	1,943,876,706	803,589,486	256,769,448	3,004,235,640
令和5年度	1,988,128,268	808,619,660	266,460,119	3,063,208,047
比較	▲ 44,251,562	▲ 5,030,174	▲ 9,690,671	▲ 58,972,407

※令和6年度仮算定額:3,003,135,301円 (本算定比較:1,100,339円)

#### ②標準保険料率

医療分		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
	令和6年度	6.77	29,140	19,665
	令和5年度	6.61	28,408	19,340
	比較	0.16	732	325
	※本市税率	7.50	25,200	18,400

支援金分		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
	令和6年度	2.95	12,392	8,363
	令和5年度	2.83	11,793	8,029
	比較	0.12	599	334
	※本市税率	2.70	8,400	7,200

介護分		所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
	令和6年度	2.41	12,261	6,058
	令和5年度	2.36	12,006	6,035
	比較	0.05	255	23
	※本市税率	2.20	10,800	5,200

※標準保険料率とは

国民健康保険の財政運営の県単位化において、将来的な保険料(税)負担の平準化を目指すにあたり、上記国保事業費納付金や各市町村の保健事業等にかかる経費を基に保険料(税)率の標準的な水準として県が算出し、参考として示したものの。

## 5. 協 議

### (1) 令和5年度鶴岡市国民健康保険特別会計の補正について

令和6年3月に開催される鶴岡市議会定例会に提出を予定している国民健康保険特別会計補正予算の要求内容は以下のとおりである。

#### 1. 一般被保険者療養給付費

##### ・療養給付費とは

医療費のうち、被保険者が支払う一部負担金（2割もしくは3割）を除いた保険者（鶴岡市）が負担する分（＝保険給付）

##### ・補正が必要な理由

令和6年1月末までの保険給付実績から令和5年度の決算見込みを推計したところ、一人当たりの給付額の増加により、不足が見込まれるため

・歳出補正要求額：170,000千円

・歳入補正（財源）：普通交付金（県より全額）

#### 2. 一般被保険者高額療養費

##### ・高額療養費とは

被保険者の一部負担の軽減を図るため、医療費が著しく高額となった場合に支給するもの。世帯の所得状況により、ひと月の医療費の自己負担限度額が定められており、限度額を超過した分が支給される。

##### ・補正が必要な理由

令和6年1月末までの支給実績から令和5年度の決算見込みを推計したところ、一人当たりの給付額の増加により、不足が見込まれるため

・歳出補正要求額：30,000千円

・歳入補正（財源）：普通交付金（県より全額）

## (2) 令和6年度鶴岡市国民健康保険事業計画(案)について

### 令和6年度 鶴岡市国民健康保険事業計画(案)

国民健康保険事業は、県と市町村の共同運営となっており、事業運営の指針である「第2期 山形県国民健康保険運営方針(令和6年3月策定)」に基づき、安定的な財政運営並びに広域的及び効率的な運営の推進に取り組んでいく。

特に、市町村の主な役割とされている資格管理や国保税の適正賦課及び収納率の向上対策、医療費の適正化に向けた取り組みや保健事業の実施、財政面での保険者インセンティブである保険者努力支援制度への的確な対応などについて、以下に掲げる事業を推進することにより、国民健康保険業務の適正かつ安定的な運営を図る。

#### 1 重点目標

- (1) 安定的な財政運営の維持
- (2) 適正課税の推進
- (3) 収納対策の取組強化
- (4) 保健事業の推進
- (5) 被保険者資格の適用適正化
- (6) 医療費適正化の推進
- (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実
- (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上
- (9) 国民健康保険診療所の適正運営

#### 2 実施事業概要

##### (1) 安定的な財政運営の維持

国保税率の見直し年度であった令和5年度に、現行税率による令和6年度から令和11年度までの6年間の財政見通しを試算した結果、令和6年度の税率引き下げは困難であるとして、現行税率を継続する。

なお、令和8年度までは現行税率での運営が可能と見込まれるが、被保険者の状況や財政収支、令和7年度から段階的に実施される保険税水準の統一(納付金ベースの統一)による国保事業費納付金の動向等を見据えながら、令和8年度以降に時機を見て、国保会計の財政運営の安定化を図るため、収支の均衡確保等の取り組みを行う。

## (2) 適正課税の推進

公平な税負担の確保に向けて被保険者世帯の所得の把握に努め、適正な課税を行う。

- ① 分かりやすい広報に努め、保険税の改正事項や税の仕組みに関する周知を丁寧に行うとともに、市民からの問合せに対する窓口・電話対応等の相談業務の充実を図る。
- ② 未申告者に対する二次申告相談等の実施によりその早期解消を図る。

## (3) 収納対策の取組強化

主要財源である保険税について、現年分収納率95.20%、滞納繰越分収納率14.64%を目標に税収の確保を図る。

- ① 国民健康保険税の普通徴収に係る口座振替の原則化について、納税通知書への口座振替依頼書の同封や金融機関窓口・各種広報での勧奨などにより周知を図る。
- ② 納税推進員を継続して配置し、初期段階での文書催告、電話催告及び臨戸等による納付督促を行う。
- ③ 夜間催告等による納税指導を実施する。
- ④ 滞納世帯の生活・財産等の実態調査を徹底し、早期の滞納解消に向けた納税指導を実施する。
- ⑤ 地方税法に基づく滞納処分の適正執行（不動産公売やインターネット公売を含む。）や国民健康保険法に基づく短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付など、公平適切な措置を講じる。
- ⑥ 実践的な知識を習得するため、各種研修に積極的に参加して職員の技術向上を図るとともに、マネジメントによる進行状況の管理により効率的に事務を運営する。
- ⑦ スマートフォンアプリ（ラインペイ、ペイペイ）を利用したキャッシュレス納付を実施し、利便性の向上を図るとともに、収納率の向上に繋げる。

## (4) 保健事業の推進

令和6年3月策定の「第3期データヘルス計画（保健事業実施計画）」及び「第4期特定健康診査等実施計画」による目標値等を踏まえ、国保データベース（KDB）システムを有効活用し、健診・医療・介護等の情報に基づき、効率的、効果的な保健事業をPDCAサイクルにより実施する。

- ① 特定健診については、受診率60%を目標とし、効果的な受診意向調査の実施、受診券の発行や広報等による啓発、国保連合会事業を活用した健診未受診者及び未申込者への受診勧奨に取り

- 組み、受診率の向上を図る。
- ② 特定保健指導については、実施率60%を目標とし、人間ドック及び集団健診の健診日に初回面接を実施するとともに、受診勧奨判定値を超える優先的に介入すべき対象者に対しての利用勧奨を行うことにより、実施率の向上を図る。
  - ③ 糖尿病予防及び重症化防止対策、特定保健指導未利用者への訪問指導、健診異常値放置者への受診勧奨、肥満者への生活習慣病の一次予防の推進に取り組み、被保険者の健康の保持増進と重症化防止を図る。
  - ④ 40歳以上の全年齢を対象に、人間ドック助成を行い、健診受診率の向上を図る。(助成額7,000円)
  - ⑤ 市全体の健康づくり事業や健康スポーツ事業、高齢者の福祉事業等との連携を図り、被保険者の健康の保持増進を促進する。
  - ⑥ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、75歳以上の高齢者の保健事業を国民健康保険の保健事業や介護保険法に規定される介護事支援事業と一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

#### (5) 被保険者資格の適用適正化

適正な事業運営の基本となる被保険者資格の適用適正化を進める。

- ① オンライン資格確認システムから提供される資格重複状況結果一覧や日本年金機構から提供される国民年金リストの活用、関係機関との連携、市内の事業所への協力要請等により、他保険との重複加入防止の取り組みを進める。
- ② 適用適正化対策強化月間(11月～12月)を定め、所得把握、擬制世帯・無所得世帯等の社保適用についての確認、居所不明者への対応など、適用適正化を推進する。
- ③ マイナンバーカードの健康保険証利用が実施されたことに伴い、健康保険が変更した際の届出への認識が希薄化していることから、国民健康保険の資格の得喪手続きに関する周知について、より一層努める。

#### (6) 医療費適正化の推進

効果的な医療費適正化施策を実施し、医療費の適正化を図る。

- ① レセプト点検事業について引き続き国保連合会へ委託するとともに、被保険者資格点検による請求事務の適正化を図る。
- ② 医療費通知により、世帯及び被保険者ごとの医療費状況について情報提供を行う。
- ③ 第三者行為の把握については、医療機関等への協力要請とレ

セプト情報に加え、損害保険関係団体と交わした覚書による傷病届の迅速かつ確実な提出を受けるための体制構築を推進しながら、P D C Aサイクルによる継続的な取り組みを行う。

また、国保連合会に第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務を委託し確実な求償を図る。

- ④ 適正受診に向けた重複受診・頻回受診の改善や軽症患者の救急医療受診の改善（かかりつけ医や休日夜間診療所、救急電話相談の利用）、適正な服薬（かかりつけ薬局、残薬対策）について、市のホームページや「国保だより」により啓発を図る。

- ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進のため、差額通知等の実施により引き続き普及啓発する。

また、ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別（5歳区分）の切替人数や切替割合を把握し、使用割合90%を目標とする。

- ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費等の適正化に向けた広報等を行うとともに、山形県が実施する「柔道整復施術療養費適正化事業」へ参加し、柔道整復施術療養費申請書の保険者点検の充実を図り、医療費適正化に努める。

- ⑦ 海外療養費の点検を充実するため、疑義が有ると認められる申請については点検業務の外部委託を実施する。

#### (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実

円滑な事業運営を行うため、保険制度や保険税、医療・財政状況、制度改正等に関する周知広報活動を充実する。

- ① 市広報、国保だより、ホームページ、市役所市民ロビーの受付番号表示モニター等を活用するとともに、各種イベント時におけるパンフレット配布、山形県保険者協議会の共同キャンペーンへの参加等により、国民健康保険に対する市民理解の促進を図る。

また、税に関する標語や作文募集等により、納税意識を啓発する。

- ② 令和6年12月2日施行の健康保険証の廃止に関し、制度改正の内容について、適時適切に広報を実施する。

#### (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上

- ① 職員研修の充実や基幹電算システムの運用等により、被保険者資格の得喪や保険給付等の事務の適正化・迅速化を進めるとともに、市民からの相談に対する親切な対応・説明など窓口サービスの向上に努める。



- ② 70歳以上の被保険者のみの国保世帯の高額療養費支給申請手続きの簡素化に取り組み、高齢者世帯等の利便性を図る。
- ③ 被保険者の負担軽減のため、各種申請の郵送対応に努める。
- ④ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日から健康保険証が廃止され、マイナンバーカードを取得していない被保険者には「資格確認書」を交付することとなるが、保険証廃止前後における保険証更新事務及び新規加入者への対応に関し、適切な事務処理に努める。

(9) 国民健康保険診療所の適正運営

山間地における地域医療の確保を図るため、医師の確保に努めて国民健康保険診療所を適正に運営する。

耐用期間が大幅に過ぎている医療器具（上田沢診療所：解析付心電図計、大網診療所：汎用超音波診断装置）を更新する。

### (3) 令和6年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和6年度国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算(案)の概要

【歳入】

(単位:千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度当初	増 減	備 考
1 国民健康保険税	2,199,710	2,239,653	▲ 39,943	被保険者数の減
一般分	2,199,347	2,239,023	▲ 39,676	
退職分	363	630	▲ 267	
2 督促手数料	745	745	0	
3 国庫支出金	319	299	20	
4 県支出金	9,117,511	8,894,298	223,213	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	8,987,440	8,768,660	218,780	保険給付費の増
保険給付費等交付金 (特別交付金)	130,070	125,637	4,433	
保険者努力支援分	76,698	72,914	3,784	
特別調整交付金分	7,112	7,834	▲ 722	
県繰入金分	8,023	8,143	▲ 120	
特定健康診査等負担金分	38,237	36,746	1,491	
財政安定化基金交付金	1	1	0	存目計上
5 利子及び配当金	1,785	1,700	85	
6 繰入金	1,018,420	1,046,256	▲ 27,836	
一般会計繰入金	941,125	832,687	108,438	
保険基盤安定分	642,066	653,266	▲ 11,200	
未就学児均等割保険税	4,381	4,841	▲ 460	
産前産後期間保険税	1,678	0	皆増	
事務費分	169,578	75,988	93,590	システム改修費の増
出産育児一時金	20,000	20,000	0	
財政安定化支援事業分	78,844	49,564	29,280	
国庫支出金減額遡及分	24,578	29,028	▲ 4,450	
運営基金繰入金	77,295	213,569	▲ 136,274	
7 前年度繰越金	100,000	1	99,999	
8 諸収入	34,042	34,208	▲ 166	
計	12,472,532	12,217,160	255,372	

## 【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	令和6年度	令和5年度当初	増 減	備 考
1 総務費	180,988	87,762	93,226	
総務管理費	150,930	58,181	92,749	システム改修費の増
徴税費	28,578	28,285	293	
運営協議会費	716	719	▲ 3	
趣旨普及費	764	577	187	
2 保険給付費	9,028,553	8,809,873	218,680	保険給付見込より
療養諸費	7,756,036	7,592,090	163,946	
高額療養費	1,231,303	1,176,469	54,834	
移送費	201	201	0	
出産育児諸費	30,013	30,013	0	
葬祭諸費	10,800	10,500	300	
傷病諸費	200	600	▲ 400	
3 国保事業費納付金	3,004,237	3,063,210	▲ 58,973	
医療給付費分	1,943,877	1,988,129	▲ 44,252	
後期高齢者支援金	803,590	808,620	▲ 5,030	
介護納付金分	256,770	266,461	▲ 9,691	
共同事業拠出金	0	1	▲ 1	退職者医療制度終了
4 保健事業費	203,374	202,442	932	
特定健康診査等事業費	139,944	140,885	▲ 941	
保健事業費	63,430	61,557	1,873	
5 基金積立金	1	1	0	存目計上
6 公債費	500	500	0	
7 諸支出金	44,879	43,371	1,508	
8 予備費	10,000	10,000	0	
計	12,472,532	12,217,160	255,372	

## 【差引等】

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和5年度当初	増 減	備 考
形式収支	0	0	0	
単年度収支	▲ 177,294	▲ 213,569	36,275	
事業運営基金残高	773,153	850,447	▲ 77,294	

※令和6年度基金残高は令和5年度末の残高見込みから予算ベースで積算

### 鶴岡市国民健康保険の財政見通し

(単位:千円)

#### 歳入

年 度	(決算額)			(推計額)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国 保 税	2,659,240	2,427,337	2,355,833	2,199,710	2,083,086	1,979,089	1,885,368	1,791,594	1,718,323
国 県 支 出 金	9,110,745	8,947,109	9,046,305	9,117,830	9,157,513	9,192,023	9,253,085	9,291,334	9,422,576
一 般 会 計 繰 入 金	815,539	798,768	828,678	941,125	854,181	856,245	856,744	858,563	858,982
基 金 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	555,334	295,114
前 年 度 繰 越 金	1,653,144	1,929,038	1,876,686	1,717,674	1,540,379	1,141,959	654,090	87,893	0
そ の 他 収 入	27,313	30,468	36,346	36,572	36,572	36,572	36,572	36,572	36,572
歳 入 計	14,265,981	14,132,720	14,143,848	14,012,911	13,671,731	13,205,888	12,685,859	12,621,290	12,331,567

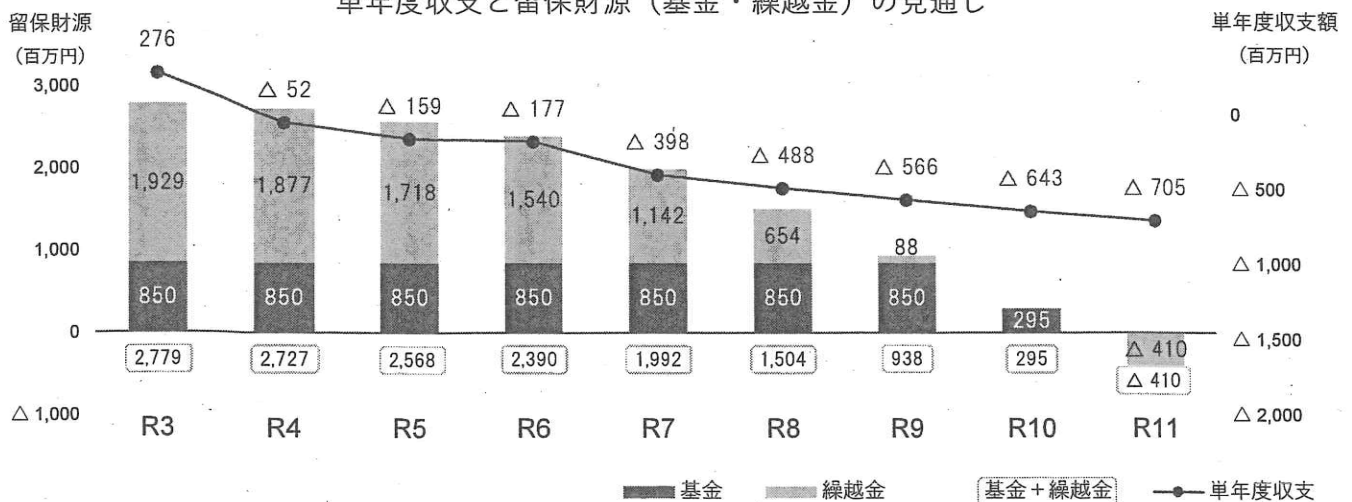
#### 歳出

年 度	(決算額)			(推計額)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総 務 費	77,455	83,431	93,712	180,988	91,901	91,901	91,901	91,901	91,901
保 険 給 付 費	8,713,015	8,714,580	8,920,832	9,028,553	9,068,475	9,102,985	9,164,266	9,202,396	9,333,638
国保事業費納付金	3,125,374	3,057,956	3,063,210	3,004,237	3,118,500	3,106,016	3,090,903	3,076,097	3,065,087
保 健 事 業 費	175,687	175,109	202,442	203,374	203,374	203,374	203,374	203,374	203,374
基 金 積 立 金	0	0	0	1	0	0	0	0	0
そ の 他 支 出	245,412	224,958	145,978	55,379	47,522	47,522	47,522	47,522	47,522
歳 出 計	12,336,943	12,256,034	12,426,174	12,472,532	12,529,772	12,551,798	12,597,966	12,621,290	12,741,522

#### 収支等

年 度	(決算額)			(推計額)					
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
形 式 収 支	1,929,038	1,876,686	1,717,674	1,540,379	1,141,959	654,090	87,893	0	△ 409,955
単 年 度 収 支	275,894	△ 52,352	△ 159,012	△ 177,294	△ 398,420	△ 487,869	△ 566,197	△ 643,227	△ 705,069
年 度 末 基 金 残 高	850,447	850,447	850,447	850,448	850,448	850,448	850,448	295,114	0

単年度収支と留保財源（基金・繰越金）の見通し



令和6年度鶴岡市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）当初予算(案)

【歳入】

単位：千円

款項	目	節・説明	令和6年度	令和5年度	増減	備考	
1	診療収入		9,256	10,753	▲ 1,497		
1	外来収入		9,206	10,703	▲ 1,497		
	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	1,353	1,862	▲ 509	
	2	社会保険診療報酬収入	現年度分	514	409	105	
	3	後期高齢者診療報酬収入	現年度分	5,717	6,531	▲ 814	
	4	一部負担金収入	1,170	1,360	▲ 190		
		現年度分	1,168	1,358	▲ 190		
		未収繰越分	2	2	0		
	5	その他の診療報酬収入	現年度分	452	541	▲ 89	
2	1	諸検査等収入	諸検査等収入	50	50	0	
2	使用料及び手数料		28	28	0		
1	1	施設使用料	自動車使用料	17	17	0	
2	手数料		11	11	0		
	1	文書料	文書料	9	9	0	
	2	福祉医療手数料	福祉医療手数料	2	2	0	
3	1	1 国庫補助金	国庫補助金	2	0	2	
4	1	1 直営診療施設県補助金	直営診療施設県補助金	2	0	2	
5	繰入金		37,493	33,368	4,125		
1	1	一般会計繰入金	一般会計繰入金	32,899	28,721	4,178	
2	1	事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	4,594	4,647	▲ 53	
6	1	1 繰越金	前年度繰越金	2	2	0	
7	1	1 雑入	雑入	2	2	0	
計			46,785	44,153	2,632		

【歳出】

単位：千円

款項	目	令和6年度	令和5年度	増減	備考	
1	総務費		39,673	38,255	1,418	
1	1	一般管理費	39,673	38,255	1,418	嘱託医報酬、 一般職人件費、 事務員報酬等
2	医業費		7,010	5,796	1,214	
1	1	医療材料費	7,010	5,796	1,214	医薬品費、 医療器具費
3	1	1 償還金	2	2	0	
4	1	1 予備費	100	100	0	
計			46,785	44,153	2,632	

(上田沢診療所)

【歳入】

単位：千円

款項	目	節・説明	令和6年度	令和5年度	増減	備考
1	診療収入		2,194	2,010	184	
	1	外来収入	2,184	2,000	184	
		1 国民健康保険診療報酬収入	60	233	▲ 173	
		2 社会保険診療報酬収入	28	36	▲ 8	
		3 後期高齢者診療報酬収入	1,765	1,395	370	
		4 一部負担金収入	230	219	11	
		現年度分	229	218	11	
		未収繰越分	1	1	0	
		5 その他の診療報酬収入	101	117	▲ 16	
	2	1 諸検査等収入	10	10	0	
		諸検査等収入				
2	使用料及び手数料		3	3	0	
	1	1 施設使用料	1	1	0	
		自動車使用料				
	2	手数料	2	2	0	
		1 文書料	1	1	0	
		文書料				
		2 福祉医療手数料	1	1	0	
		福祉医療手数料				
3	1	1 国庫補助金	1	0	1	
		国庫補助金				
4	1	1 直営診療施設県補助金	1	0	1	
		直営診療施設県補助金				
5	繰入金		12,646	11,439	1,207	
	1	1 一般会計繰入金	11,190	10,041	1,149	
		一般会計繰入金				
	2	1 事業勘定繰入金	1,456	1,398	58	
		事業勘定繰入金				
6	1	1 繰越金	1	1	0	
		前年度繰越金				
7	1	1 雑入	1	1	0	
		雑入				
	計		14,847	13,454	1,393	

【歳出】

単位：千円

款項	目	令和6年度	令和5年度	増減	備考	
1	総務費		12,793	12,279	514	
	1	1 一般管理費	12,793	12,279	514	嘱託医報酬、事務員報酬等
2	医業費		2,003	1,124	879	
	1	1 医療材料費	2,003	1,124	879	医薬品費、医療器具費
3	1	1 償還金	1	1	0	
4	1	1 予備費	50	50	0	
	計		14,847	13,454	1,393	

(大網診療所)

【歳入】

単位：千円

款 項	目	節・説明	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
1	診療収入		7,062	8,743	▲ 1,681	
1	1 外来収入		7,022	8,703	▲ 1,681	
	1 国民健康保険診療報酬収入	現年度分	1,293	1,629	▲ 336	
	2 社会保険診療報酬収入	現年度分	486	373	113	
	3 後期高齢者診療報酬収入	現年度分	3,952	5,136	▲ 1,184	
	4 一部負担金収入		940	1,141	▲ 201	
		現年度分	939	1,140	▲ 201	
		未収繰越分	1	1	0	
	5 その他の診療報酬収入	現年度分	351	424	▲ 73	
2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	40	40	0	
2	使用料及び手数料		25	25	0	
1	1 施設使用料	自動車使用料	16	16	0	
2	手数料		9	9	0	
	1 文書料	文書料	8	8	0	
	2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1	1	0	
3	1 1 国庫補助金	国庫補助金	1	0	1	
4	1 1 直営診療施設県補助金	直営診療施設県補助金	1	0	1	
5	繰入金		24,847	21,929	2,918	
1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	21,709	18,680	3,029	
2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	3,138	3,249	▲ 111	
6	1 1 繰越金	前年度繰越金	1	1	0	
7	1 1 雑入	雑入	1	1	0	
	計		31,938	30,699	1,239	

【歳出】

単位：千円

款 項	目	令和6年度	令和5年度	増 減	備 考
1	総務費	26,880	25,976	904	
1	1 一般管理費	26,880	25,976	904	嘱託医報酬、 一般職人件費、 事務員報酬等
2	医業費	5,007	4,672	335	
1	1 医療材料費	5,007	4,672	335	医薬品費、 医療器具費
3	1 1 償還金	1	1	0	
4	1 1 予備費	50	50	0	
	計	31,938	30,699	1,239	

#### (4) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

令和6年度税制改正大綱の閣議決定に伴い、地方税法施行令が令和5年度末に改正され、令和6年4月1日から施行される予定である。

地方税法施行令の改正に伴い、鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正を令和6年度に行うものである。

##### ① 令和6年度国民健康保険税課税限度額の引き上げ

	〈現行〉	〈改正案〉
○基礎課税額（医療保険分）	65万円	変更なし
○後期高齢者支援金等分	22万円	⇒ <u>24万円</u>
○介護保険分	17万円	変更なし
●課税限度額合計	104万円	⇒ <u>106万円</u>

##### ② 低所得世帯への税額軽減に係る軽減判定基準所得額の引き上げ

###### ○5割軽減となる世帯の判定基準所得額

〈現行〉

$$43万円 + (29万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$$

〈改正案〉

$$43万円 + (\underline{29万5千円} \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$$

###### ○2割軽減となる世帯の判定基準所得額

〈現行〉

$$43万円 + (53万5千円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$$

〈改正案〉

$$43万円 + (\underline{54万5千円} \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与・年金所得者の数} - 1)$$

※世帯主と被保険者の合計所得が、上記判定基準所得額以下である場合に税額軽減が受けられる。



# 鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和6年2月13日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	阿部健一	R5.8.7～	鶴岡市農業協同組合
	佐藤宣夫	R4.11.15～	庄内たがわ農業協同組合
	和田光子	R4.11.15～	山形県漁業協同組合
	岩本輝久	R5.8.7～	鶴岡商工会議所
	熊木誠	R3.8.4～	出羽商工会
保険医・保険薬剤師代表	福原晶子	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	佐久間正幸	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	三原一郎	R元.11.15～	鶴岡地区医師会
	鶴町恵理	R4.11.15～	鶴岡地区歯科医師会
	鳥海よし明	R元.11.15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	遠藤初子	R3.11.12～	鶴岡市議会
	坂本昌栄	R3.11.12～	鶴岡市議会
	秋葉ゆう雄	R5.12.26～	鶴岡市議会
	佐藤昌哉	R5.12.26～	鶴岡市議会
	五十嵐かづひ彦	R3.11.12～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	小池のぶあき	R3.8.4～	山形県被用者保険等保険者連絡協議会 (きらやか健康保険組合)
摘要	任期	令和4年11月15日 から 令和7年11月14日 まで	

(市・事務局)

職名	氏名
健康福祉部長	佐藤 繁 義
総務部次長兼課税課長	村 上 江 美
納税課長	齋 藤 充
健康福祉部参事兼健康課長	佐 藤 正 直
国保年金課長	佐 藤 清 一
教育委員会スポーツ課長	阿 部 三 成
藤島庁舎市民福祉課長	出 村 真 一
羽黒庁舎市民福祉課長	山 口 え み
櫛引庁舎市民福祉課長	佐 藤 栄 一
朝日庁舎市民福祉課長	佐 藤 智 井
温海庁舎市民福祉課長	剣 持 健 志
国保年金課課長補佐	山 口 幸
国保年金課国保医療係国保医療専門員	田 村 はるな
国保年金課国保医療係主事	吉 原 祐希子